

第三十一回 参議院通信委員會會議録第十三号

(二〇九)

昭和三十四年三月十二日(木曜日)午後一時三十九分開会

委員の異動

本日委員前田佳都男君及び藤原道子君辞任につき、その補欠として大谷藤之助君及び光村基助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 手島 栄君  
理事 新谷寅三郎君  
松平 勇雄君  
森中 守義君  
長谷部ひろ君

委員

石坂 豊一君  
黒川 武雄君  
宮田 重文君  
三木眞吉郎君  
最上 英子君  
鈴木 強君  
中村 正雄君  
光村 甚助君  
山田 節男君

國務大臣

郵政大臣 寺尾 豊君

政府委員

郵政事務次官 廣瀬 正雄君  
郵政省電波 濱田 成徳君  
監理局長 廣瀬 正雄君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君  
専門委員 勝矢 和三君

法制局側

法制局長 斎藤 朗郎君  
郵政省電波 監理局長 莊 宏君

参考人

日本放送 野村 秀雄君  
協会会長 溝上 銈君  
日本放送 協会理事 前田 義徳君

本日の会議に付した案件  
○放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(手島栄君) ただいまより開会いたします。

委員変更についてお知らせいたします。本日、前田佳都男君が委員を辞任せられまして、その補欠に大谷藤之助君が委員に選任されました。

○委員長(手島栄君) 放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回までの審議におきまして、大略質疑は済まされたのでございまして、なお若干の不明な点が残っておりますので、それについて質疑の御ありの方はどうぞ御発言願います。

○森中守義君 法制局長がおいでになつておりますので、最初に法制局長に国際放送の問題で理解をただしておきたいと思ひます。お手元に放送法を

お持ちであらうと思ひますが、先般来この委員会におきまして、各関係条文の解釈をめぐり政府側と委員側に若干の意見の相違点を来ましておりますので、願わくば、法制局長の方から、関係各条文に対する御所見の表明があれば、すこぶる幸いだと思います。それは、放送法の三十三条に、「郵政大臣は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、協会の国際放送を行うべきことを命ずることが出来る。」このように国際放送に対する実施命令がうたつてあります。従ひまして、この三十三条を受けて三十五条に費用負担の項目が設定されてあり、三十三条によって郵政大臣が実施命令を発した場合には、この条文通りの解釈から参りますと、全額国がその経費の負担をします、こういう工合に読み取れるのであります。従つて、相違点と申しますのは、私どもは、この国際放送は、実施命令以外にはNHKはやり得ない。即、その経費については全額国が負担すべきである。こういう主張に對しまして、政府側の方では、三十九条の「協会の収入は、第九條第一項及び第二項に掲げる業務の一つとして、協会も国際放送に対する経費の負担は可能である。すなわち、協会自体が、国際放送は郵政大臣の実施命令によらずして行い得るという見解を持っております。そこで、今の三十九条に関連をする九条の一項二号に、「国際放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用し、又は政府の施設を使用するこ

と。」この条項を政府側では引用され理由づけられておいでになります。私どもは、この二号に對する考えとして、これは、あくまでもこの二号は、放送局の設置、維持及び運用ということであり、そのから、施設の確保あるいは運用を固定したものとして認識をすべきではない。従つて、番組の編集、その他国際放送に必要な諸経費はこの九条の二号には該当しない。かような見解を持ちます。さらにまた、七条に至りまして、協会の目的を指定してあります。が、この目的の中には「日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的とする。」というところで、協会の目的はあくまでも国内放送を主として指摘をいたしてあります。わざわざこの中に国際放送の条項を除外してありますのは、あくまでも三十三条の郵政大臣が行う国際放送の実施の命令条項を設定をし、三十五条に影響をいたしておりますので、この関係上、七条における日本放送協会の目的の条項から除外をしているのではなからうか、かように私どもはきわめて純粋な法理論の解釈を持つのであります。が、要すれば、あくまでも、実施命令以外に日本放送協会が独自の立場で国際放送を行ひ得るものか、あるいは三十三条に指定してありますように、郵政大臣の実施命令のみに限つて国際放送が行ひ得るものか、この間の見解を法制局側ではどのように解釈をお持ちであるか、承わつておきたいと思ひます。

○法制局長(斎藤朗郎君) お尋ねの問題についての参議院法制局としての解釈上の意見を申し述べることになります。

七条と九条と三十三条、この条文の關係でございしますが、まず最初に、七条と九条の關係から御説明を始めたと思ひますが、なるほど、七条の条文では、国内放送を行うことを目的とするということが書いてあるわけであり、九条の条文を見ますと、それをあはみ出した業務を必要に行う、あるいは任意的に行うこともできるような条文があるように考へるので、その二つの關係がまず問題になつてくると思ふわけでございしますが、御承知のように、法人につきましても、目的があつて初めて法人格というものが与えられるもので、従ひまして、目的というものは、法人格を法律が付与する根本になるもので、その根本になる内容が七条にうたつてある。法人格を一たん与えられれば、その法人がいかなる業務をやるかということ、また別の見地から考へられることは、それを九条に規定している。言い換へれば、七条の条文は、法人格付与の基礎になる。それがあつて初めて法人格を与えられるのだ。しかし、法人格を与えるからといって、その事業以外のことは全然やれないのかというと、それはそうじゃございませんで、これは一般の法人についても、目的によつて法人格を取得すれば、その法人が今度はいかな

る範囲の仕事をするかということ  
は、他の条文、または条文がなくても  
解釈で補っているわけでございます。  
さような意味で、九条に特に一項と二  
項とござりますが、二項の方は「業務  
を行うことができる」とありまして、  
やる場合とやらぬ場合と考えられます  
けれども、九条の一項の方は「左の業  
務を行う」と書いてござりますので、  
法人格を取得した日本放送協会は、九  
条一項に書いてある事業は必要にや  
るんだ、こういう趣旨に読まざるを得  
ないと思ひます。その必要業務の中  
に、二号の「国際放送を行うため、」  
云々という条文がござりますので、条  
文の解釈をいたしましては、日本放送  
協会が法人格を取得すれば、九条一項  
二号の国際放送を当然に行うことがで  
きるし、また、行わなければならぬの  
だと、そういう趣旨に解さざるを得な  
いのでございます。

しからば、三十三条と九条の一項二  
号との関係はどうなるかということに  
なりますと、三十三条の条文は「郵政  
大臣は、放送区域、放送事項その他必  
要な事項を指定して、協会に国際放送  
を行うべきことを命ずることができ  
る」とありまして、「命ずることがで  
きる」という以上は、理論上命じない  
場合もあり得ると解さなければなら  
ぬわけでござりますから、命じない場合  
でも日本放送協会は九条の一項の条文  
によって、必要に国内放送の事業を  
やらなければならぬ。九条の一項の方  
は必要業務、三十三条は、これは  
命ずる場合と命じない場合とある。三  
十三条がござってこなければ、九条一  
項というものは動かないんだ、こうい  
う解釈をいたしますと、三十三条の方

は、任意規定、やる場合とやらぬ場合  
がある。九条一項の方は、これは必ず  
やらなければならぬという関係になり  
ますから、論理的に考えましても、や  
ることができるといふ任意規定をか  
ぶってこなければ、必ずやらなければ  
ならぬという事業もやれない、そうい  
うことには法文上はならないのではな  
いかと思ひます。従ひまして、条文の  
解釈をいたしましては、法制局とい  
つても、この九条一項二号によつ  
て、国際放送を放送協会が自主的に、と  
申しますか、放送協会の企画に基いて一  
応はできると、また、やらなければなら  
ぬのだが、そのやり方について、郵  
政大臣の見るところによると、さらに  
不十分なところがある、それを補つて  
いこうというのが三十三条でございま  
して、国際放送をやる、やらぬとい  
うことの根本は九条一項二号から出てお  
る、それが第一次的。

それから第二次的に、不備な場合に  
補充的に働いてくるというのが三十三  
条の任意規定だと、こういうように解  
釈をいたしております。  
○森中守義君 大休今の御説明で、条  
文解釈としては納得ができました。  
あと、この問題については、郵政  
大臣との質問になつて参ります。私は  
法制局側の見解については以上でけ  
っこうです。  
この資料の関係は、主として鈴木委  
員の方から資料の要求があつたわけ  
ですけれども、いずれ間もなく出席され  
ますので、暫時、この問題については  
留保しておきたいと思ひますが、今の  
法制局長の見解で、法文上の解釈はほ  
ぼ明瞭になりました。そこで、郵政大  
臣にそのことについて伺つておきたい

と思ひますのは、なるほど、ただいま  
の条文の解釈通りに、三十三条は任意  
規定である、九条の二号が義務規定で  
ある、こういつたようになつた場合  
に、協会が本来ならば、これは自発  
的に義務行為として国際放送をしなけ  
ればならぬと、こういうことになるん  
ですが、実際問題として、政府の国際  
放送の方針、あるいは指定国、指定時  
間、こういうものと、協会の意見が  
食い違ふというような場合は、往々に  
してあるのではないかと申す。特に今  
日、岸内閣がとりなつてゐる外交  
の方針等から推しはかつていけば、そ  
のことは具体的に実際問題として私は  
あり得ると思ふ。何となれば、一昨々  
日、岸総理がここにおいでになつて、  
中共との電波協定を結ぶ意思はない  
か、ないしは協会が主催して、外務  
省、郵政省が後援をされてゐるアジア  
放送会議に對し、政府は積極的に協会  
と協議をして、中共等をこの放送会議  
に招待をする、あるいは一加盟国とし  
て——加盟という表現が妥当であるか  
どうかはわかりませんが、とにかく参  
加願うという、そういうことに對する  
意見を私が聞いたのだに對して、  
あまり明瞭な答えがありません。これ  
はずつと岸内閣が一貫してとつて参り  
ました今日のアジア外交の方針から  
いつても、そのことは肯定できないこ  
とはない。だとするならば、現実には  
国際放送のやり方に対して、選定国に  
對して、いろいろと協会と政府との間  
に意見が食い違ふ、こういう場合にはど  
うなりますか。もちろん、条文の解釈  
からいけば、協会が義務事項として国  
際放送をやるわけですから、たとい、  
政府として好ましくないという回を協

会が指定をしてやつても、これに干渉  
する余地はありません。ないけれど  
も、外交方針と異なつた、こういう場  
合にはどうなりますか。  
○國務大臣(寺尾豊君) 九条二号で示  
してあります協会の国際放送を行うと  
いうことに對しては、私は、森中委員  
の御指摘の通りであつて、政府はこ  
うもこれに干渉すべきでない。あく  
までもNHKの自主性において、NHK  
の信ずる国際放送の目的に合致す  
るような放送を行うべきで、三十三  
条の方は、政府がある条件を付してこ  
の放送を命令するといふのであります  
から、おのずから、きつめては、きり  
くまでも日本放送協会の独自の、いわ  
ゆる自主的な責任において行ふ。これ  
はもうきつめてはつきりすべきだ、ま  
た、しておるのだと、かように考へて  
おります。

○森中守義君 そうしますと、これは  
実際の法案の審議なり、あるいは国政  
の調査に當る場合に、どういふ態様が  
将来予見されるかといふことは、これ  
は各人の見方によつて若干違ふと思  
ふのです。しかし、いやしくも、こうい  
う問題については、どのような態様の  
事態の発生をも一つの予見の枠内に  
入れて私どもは議論することが法律の  
制定、法の運用に當つては正しい行  
方であらう、こう思ふ。  
そこで、今日、こういう平靜のとき  
は、今郵政大臣が言われることでも私  
は了承できます。しかし、先般もち  
よつと話題に供しましたように、たと  
えば防衛行動をやる、AないしBとい  
う国が明らかに敵性国である、そうい  
う場合に、国交が断絶したといふとき

に、協会としては、少くとも、国民外交  
という観点から、その敵性国に對する  
政府の方針、国交断絶の状態が好まし  
くないといふことで、全く政府の方針  
に反するやうな呼びかけを電波を通じ  
てやるという場合に、それでもなおか  
つ、今大臣の言われる御意見というも  
のは守られるというように了承してよ  
ろしいですか。  
○國務大臣(寺尾豊君) 私の考えとし  
ては、政府の外交方針なり、あるいは  
政府の持つ国際的な考え方というもの  
と、日本放送協会の国際放送を行うと  
いふことの持つその方針といふことは、  
反對の立場に立ち至るといふことは、  
私は今、そういうやうな予断はできま  
せん。従つて、基本的な問題としては、  
NHKはNHKの自主的な国際放送を  
行ふといふことは、これはもう當然の  
ことであります。また、政府の命ずる  
国際放送といふものは、おのずから  
やはり性格を異にしてゐる。しかし、  
そこには、政府の方針とNHKの国際  
放送の大きな方針については、私は特  
に全然これに反對するといふやうなこ  
とについては、そういうことはあり得  
ない。こういうことには考へますけれ  
ども、あくまでもNHKの国際放送と  
いふものはNHKが自主的にやるもの  
であり、一方は政府が条件を付して命  
令するものである。まあ、こゝろがう  
に、その取扱ひ方としてはこれは相当  
はつきりしてゐるものだ、かように  
考へております。

○森中守義君 今の大臣の前段の御答  
弁の中に非常に重要なことがありま  
す。それは、政府の方針と協会の方針  
があまり大きく隔たつたやうなことはあ  
り得ないといふ御答弁なんですが、そ

これはやはり、私は大臣の意識過剰といふこと、あるいはしばしばこの出されてきている放送法の改正案が、協会の自主性を侵害する、あるいは言論の抑制、あるいは統制ではないかといふことを言っておられますが、やはり今のニュアンスからいけば、私は明らかにそういう意図を大臣はお持ちである、こういう場合にとらざるを得ない、ということとは、たとえば岸内閣から寺尾内閣にかわった、さらに廣瀬内閣にかわった、こういう場合に常時内閣に協会は迎合していくべきものではない。また岸内閣の外交方針、将来あり得るとするならば寺尾、廣瀬内閣の外交方針を、協会は無条件に私は迎合しないと思う。もとより、協会のこの放送法に定める性格からいけば、政府の代行機関ではありません。むしろ私どもは協会在自主的に行うという、先刻の条文が命令になったということ、ある意味においては私は非常によかったと思う。何ら政府の干渉なしに協会在自主に、しかも国民外交という、こういう観点から国際放送をやりになるわけですから、非常にいいことなんです。ところが、今大臣のお話によれば、そう食ひ違ひはない、こうおっしゃる。それでは岸内閣、寺尾内閣の外交方針は、無条件に私は協会在これを肯定するものとは思われませんか。むしろ防衛出動が行われ、一たび敵性国というように相なったものに対する政府の見解と協会の見解というものは、おのずからこれは違ふ場合があり得る。そういう際にもなおお違ひませんか。むしろ政府のやり方が悪い、こういう国を敵性国として防衛出動を

やる、戦闘状態に入るといふのはよろしくないといふことを、協会在国家論として集約をして国際放送をするの、政府の方が、それを何ら変らないといふような表現では、どうもやはり大臣の意図の中には、いや、一たん、何かあるならば、協会在自分のものに掌握をする、こういったようなふうにも言葉じりのようでありますが、きわめて重要な問題ですから、重ねて私はそのことを問いただしておきたいと思う。

○國務大臣(寺尾豊君) 理論としては私は森中委員がおっしゃった通りだと思います。私もさように信じます。ただ私が、あり得ないとか、違ひないとかということでなくて、やはり時の政府の外交方針、あるいは国際的な考え方ということによって、政府が行おうとするこの国際放送というものと、その時のいわゆるNHKの行う国際放送というものが大きく、まるで反対の立場に立つようなことはないと思う。まあ私もいわゆるあまり飛躍しない、そういうことが、私としては一応そういうふうな思われる。まあこういうことであって、非常の事態、あるいはあなたが指摘するような場合がないということ、私は断言はできません。しかし、やはり国の外交方針、また国際放送に、ここに書いておる、規制をしておる——国際親善を害してはならない、あるいは日本の実情を知らせ、貿易の進展にも寄与する、あるいは在外邦人の慰安を一つの目的とする、まあこういう範疇において国際放送をやる場合においては、これはあまり政治的に、こうとか、ああとか、イデオロギーがどうかということじゃなく

して、日本の実情を十分国際的に知らせるんだ、あるいは日本の貿易の進展に寄与するんだ、実際に日本の実情を知らせる、あるいは慰安に資する、こういうのが国際放送の目的でありますから、その時代々々に非常に違ひます。政府とまるで反対のようなことは私はないのではないかと、まあこういう考え方を持つてはいる次第でございます。理論としてはあなたの御所見、私は十分わかります。

○森中守義君 これは非常に飛躍し過ぎた意見のようにも、御質問のようにも大臣はおとりだと思ふ。私も現在の時点から判断をするならば、そういう自覚を持つておられます。しかし戦前における政府が一体どういったような措置をとってきたか、こういうことは、まだなまなましい事実なんです。よ。事が起きた、さて新聞関係も報道関係も、全部政府の代行機関として、国際放送に、あるいは国際宣伝に従事しておった事実が十二、三年前にあったのです。しかし、きょう御出席の野村会長初め協会の首脳部の皆さん方が、あの東亞戦争、第二次世界大戦にどういった認識をお持ちになつていたのか、これはうかがひ知る余地はありませんが、少くとも政府機関でないということ、官僚でないということ、きつすいの報道人であれば、もっとも変つた見方から、第二次世界大戦なり大東亞戦争に対する見解をお持ちであつたと思ふ。そのまゝの状態が電波に乗せられて、A、B、Cの各国に伝わつていくならば、もっと變つた方向にいったかわかりません。全部政府はそれに統制を加えた。こういう事実があるから、私は現在の時点でいつどこ

とどうなるということとは、これはもとより言明の限りではないけれども、要すれば、いついかなる場合にどういった事態が発生しても、言論報道に、いわんやNHKに対して、政府は政府の一機関として、政府の代行機関としての仕事をさせないのか、その保障があるのか、まあこういったようなことが私の質問の一つの終局の意味なんです。だからどういった場合でも協会に対しては自主性を侵害しない、こういったことが、あなたの口から、しかもそれは長い将来にわたつてそういうことはあり得ないといふことがこゝで断言でき得るならば、私の今の質問は一つの目的を果すわけです。

○國務大臣(寺尾豊君) お言葉の通りだと思います。

○山田節男君 ちょっと関連。今の問題ですね、これも私もちょっと質問をしようと思つておつたのです。放法には、この放送の表現の自由と、それから第三条によつて、法律に基かなければ番組が干渉を受けない、こういうことになつてゐる。で、そういうしますと、今、森中君が言つたように、非常事態になりました。政府はいわゆる国策の線——国際放送はこれではできないことなんです。もしやるのならば、放送法の中に、たとえば非常時の場合には政府がこれを使用し得る、こういう明文がない限りにおいては、今大臣がおっしゃった通り、たとえば岸内閣が非常事態を宣言しても、これを政府の、内閣が自分の意思によつて、自分の思うようなことを放送できるというものは、この現行法ではできないものとわれわれは了承

して、日本の実情を十分国際的に知らせるんだ、あるいは日本の貿易の進展に寄与するんだ、実際に日本の実情を知らせる、あるいは慰安に資する、こういうのが国際放送の目的でありますから、その時代々々に非常に違ひます。政府とまるで反対のようなことは私はないのではないかと、まあこういう考え方を持つてはいる次第でございます。理論としてはあなたの御所見、私は十分わかります。

○森中守義君 これは非常に飛躍し過ぎた意見のようにも、御質問のようにも大臣はおとりだと思ふ。私も現在の時点から判断をするならば、そういう自覚を持つておられます。しかし戦前における政府が一体どういったような措置をとってきたか、こういうことは、まだなまなましい事実なんです。よ。事が起きた、さて新聞関係も報道関係も、全部政府の代行機関として、国際放送に、あるいは国際宣伝に従事しておった事実が十二、三年前にあったのです。しかし、きょう御出席の野村会長初め協会の首脳部の皆さん方が、あの東亞戦争、第二次世界大戦にどういった認識をお持ちになつていたのか、これはうかがひ知る余地はありませんが、少くとも政府機関でないということ、官僚でないということ、きつすいの報道人であれば、もっとも変つた見方から、第二次世界大戦なり大東亞戦争に対する見解をお持ちであつたと思ふ。そのまゝの状態が電波に乗せられて、A、B、Cの各国に伝わつていくならば、もっと變つた方向にいったかわかりません。全部政府はそれに統制を加えた。こういう事実があるから、私は現在の時点でいつどこ

とどうなるということとは、これはもとより言明の限りではないけれども、要すれば、いついかなる場合にどういった事態が発生しても、言論報道に、いわんやNHKに対して、政府は政府の一機関として、政府の代行機関としての仕事をさせないのか、その保障があるのか、まあこういったようなことが私の質問の一つの終局の意味なんです。だからどういった場合でも協会に対しては自主性を侵害しない、こういったことが、あなたの口から、しかもそれは長い将来にわたつてそういうことはあり得ないといふことがこゝで断言でき得るならば、私の今の質問は一つの目的を果すわけです。

○國務大臣(寺尾豊君) お言葉の通りだと思います。

○山田節男君 ちょっと関連。今の問題ですね、これも私もちょっと質問をしようと思つておつたのです。放法には、この放送の表現の自由と、それから第三条によつて、法律に基かなければ番組が干渉を受けない、こういうことになつてゐる。で、そういうしますと、今、森中君が言つたように、非常事態になりました。政府はいわゆる国策の線——国際放送はこれではできないことなんです。もしやるのならば、放送法の中に、たとえば非常時の場合には政府がこれを使用し得る、こういう明文がない限りにおいては、今大臣がおっしゃった通り、たとえば岸内閣が非常事態を宣言しても、これを政府の、内閣が自分の意思によつて、自分の思うようなことを放送できるというものは、この現行法ではできないものとわれわれは了承

して、日本の実情を十分国際的に知らせるんだ、あるいは日本の貿易の進展に寄与するんだ、実際に日本の実情を知らせる、あるいは慰安に資する、こういうのが国際放送の目的でありますから、その時代々々に非常に違ひます。政府とまるで反対のようなことは私はないのではないかと、まあこういう考え方を持つてはいる次第でございます。理論としてはあなたの御所見、私は十分わかります。

非常事態が起きた場合には、たとえば岸内閣が自分の思う通りを国民に周知せしむるというようなことが放送できるのかどうか。私は、大臣はそういうことではない、こういうことを確言されるのでありますが、おそらく岸総理もそういうふうに思っているのだらうと思うけれども、それは法的に考えて、私は第三条から見れば、これはもうできない、こう思うのですが、そのほかにまだ、今大臣がおっしゃったように、政府は非常事態があつても、これを放送占拠することはできぬという何か法的根拠があるかどうか。これは非君でもないし、あるいは浜田局長でもないし、今のようない保障が法的にできるかどうかですね。これを一つ解明願いたい。

○説明員(佐宏君) ただいまお話のございました非常事態において、郵政大臣として電波行政上どういうことができるかという点につきましては……

○山田節男君 いや、郵政大臣じゃありません。時の総理大臣の、政府の責任者がという場合ですね。

○説明員(佐宏君) 政府としてどういう措置ができるかという点に關しましては、現在まででき上っている法律では、電波法の第七十四条の規定がございます。これによりまして「郵政大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。」、こういう規定がございます。

○山田節男君 今の電波法の第七十四

条はいわゆる天災の場合です。天災の場合の非常事態、私の言わんとすることは、今の、ことに岸内閣は、これは吉田内閣も、保守内閣としてはやはり第九条は自衛権を否定しない、で、やつてくれればやつてくれる。こういう、第九條の自衛権の質問に対して明らかな表明があつたわけですね。そうなるべく、いわゆる一種の戦争行為、侵略の行われた場合、これは一日も早くこの放送というものは一番マス・メディアとして直接的であり、しかも、あまねく行くのですから、最もこれは政府として誘惑的なものですね。ところが、先ほど申し上げたように、アメリカにおきましては民間放送、全部民間放送でやっているわけでありまして、非常事態という場合には、今の天災ばかりじゃない、そういう内乱が起きた、あるいは外国から侵略を受けた、こういうような非常事態の場合には、もう大統領は大統領の非常権限によってその放送を全部自分の管理下に置くことができるというのを一九三四年の通信法にわざわざ入れたわけですね。ですから、今私が申し上げるのは、天災のことばかり言うのじゃない、私の質問申し上げているのは、岸内閣によれば自衛権であるが、戦争というものが起るといふことを意味しているのだから、そういう非常事態の場合に、一体外国に宣伝するため、あるいは国民に曲つた、岸内閣なら岸内閣の政策的なものを国民に浸透させるために使うというふうなことは、一体この放送法の精神では違反だといふので、大臣はそれはやりませんか、こうおっしゃるが、この現行法からいへばできない、第三条で。しかし、総理大臣とし

て法的な根拠があれば番組に關与できるというならば、その法的根拠はどこにあるかといふことを聞いておる。

○國務大臣(寺尾忠君) これは私はあくまでもこの法律といふものが絶対不變のもので、こういうことの解釈が進んでおるのである、戦争状態になつてどうしようといふときであつても、この放送のなされることにおいては、やはりこの放送法によって規律していくべきものだ。すなわち、御指摘の三条において、放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、規律されるものではないといふことは、もう絶対性としてこれを認めていき、またこれが不動のものだ、こう考えていくべきである。そういうときにはどうするかといつても、それはそのときでもこの法律によるべきだ、こういう解釈を持つ以外にはないのではないか、といつて非常事態のときの処置を織り込むということになれば、この法律案のみならず、他の一般法律にもこれは考へていかなければならぬ。いろいろの派生的なそういうことを想定してやるといふことについて、なかなかこの法律案の作成ということにも非常に論議がむずかしくなり、また分れるところにもなるかもしれない、あくまでもこの法律といふものは、たとへば今具体的に申し上げますならば、NHKの国際放送といふものに對しては、あくまでもNHKの自主性、これによつて行ふべきだといふ私は考へたと思つておるわけでございます。

○山田節男君 今大臣のおっしゃることは、これは一つの理論であつて、たとえば明日にでも日本にかなり強い内

乱が起きた、こういう場合に、一体この放送法によつてNHKは不偏不党、真実を報道しなくつちやならない、こういう義務を負わされている。一体そういうときに——ある暴動が国内に起つて、NHKならNHKが真実を報道した場合には、たとえば岸内閣の場合にそういうものが起きたら、一体これはどうするか。NHKが真実を報道したときに、それはもし政府側にこれは無理があつたので、これは世論としては、岸内閣が悪いからそういうことになるのだと、そういうことを言わねばかたの公正な真実を報道した場合、政府はこれを黙つて見ておられるか。実際の問題です、そこなんです。だから理論としてわかつたが、これは国内放送ばかりでなく、国際放送においても、たとえば具体的にいへば、韓国がある不当なことをした場合、われわれとしちやこれはふんまんやるかたないことであつて、もしそこに正当なことがあつた場合、NHKがかりに真実を、不偏不党の報道をした場合、これはNHKがほんとうのことを報道したんだからしょうがないといふ政府は黙つておられるかどうか、これは實際の話です。だから、そこをどうするかといふことです。

○國務大臣(寺尾忠君) 私は、その時の政府が、真実を放送したにかかわらず、このNHKにこのことの非があるいは追及をするとか、なぜそういう真実を放送したかといふようなことを言うことこそ、これは、たとえば岸内閣がそういうことをしたといふことになれば、これは岸内閣のほんとうでないやうなものである、あくまでも真実といふものに對しては、それが不偏不党であ

り、真実であるといふことならば、これは認めるということが、この法にきつめて明白に示してあるから、そういうことは私は政府としてはなすべきでない、またなし得ない、こう解釈することは私は当然だと、さうに考へております。

○山田節男君 これは非常に寺尾郵政大臣としちや真剣におっしゃつておりますが、それでは一体、この前のこの委員会が問題になつたが、かつて吉田内閣のときの三木鶏郎君だつたと思うのですが、あの吉田内閣を諷刺したやうな、あるいは国会議員の国会におけるやうな行動と、こういうものを、これはきつめてやむのである、ヤジ、たうな諷刺的のものであるけれども、しかし相当な真相を伝えていたと思ふ。それをとにかくやめさせたじゃないですか、時の吉田内閣は。これは私は、その当時のNHKの責任者、これは古垣会長であつたらしいけれども、たとえば春日編成局長、前田理事、あるいは溝上副会長御存じだらうと思ふ。あれは自発的にやめた形になつておりますが、明らかに吉田内閣としては、ああいうものをやつては政府に都合が悪い、選挙対策にも都合が悪い、こういうことで、これは干渉してやめさしておるんです。だから、今、郵政大臣がおっしゃつたことは、理論としてはその通りですが、實際さういふ証拠は確かにあるわけでは、これは何もの第三条を法的な基準として、そういうことを、干渉したのではないのです。ですから、今、大臣がおっしゃること、現にNHKに對して、あの三木鶏郎の諷刺的な、しかもあれは聴取者のパーセンテージが非常に多かつ

もしませんが、どうも私は、そういうふうには国際放送の放送の仕方というもの、非常に政府の考え方とNHKの考え方が突拍子もなく違って行く、あるいはまた、国際競争の中にこれが行われていくというようなことには、どうも想像ができぬのでありますが、なお一つ務務次官、補足答弁をしてみて下さい。私には十分な答弁ができますが、まあ、一つどうぞ……。

○森中守義君 今の大臣のお答えは少し的がはずれておりますね。それは国内問題の防衛秘密保護を私は言ったので、ちょっと違ってまいりますね。

○政府委員(廣瀬正雄君) ただいまの御答弁は、今御指摘の通りだと思えますが、国際放送におきまして、も、正当な手段によってNHKが資料をキャッ

チしまして、それを放送するというよ  
うなことであれば、これは何もとがめ

られる根拠はないと思うのであります。ただ、今法律の内容を私はよく知りませんので、森中委員の御説明によりますると、不当な手段によって云々という文句があったようでございまして、そういうようなことによつて

やった放送でありますれば、その法律によって処罰されるというようなことはあり得るかも知れませんが、

も、NHKが自主性をもって正当の取材によってやった放送であれば、私は規制を受けないと、かように解釈すべきではないかと思っております。

○森中守義君 政務次官、この解釈は

あなたの言われる通りで、また、その通りに行われればこれは何ら問題にな

たではない。ただその法律が法律通りに行われていないところに問題がある。もとより、また、よしんばそういうこと

があつても、たとえば協会なりNTVなり、いかなる取材関係も、ああそうですかといつて私は黙つて引つ込むというのではないと思ふ。取材記者そのものがですね、相当大きな問題になります。なりはするが、一応、政府の態度としては、法律ではそういうことが禁止されている。しかしながら、国の軍事秘密が漏れた、これはこのままほうっておけない、こういうことを許すならば、どうも次から次へ防衛秘密が漏れるというので、法律を承知でおりながら行政権を乱用する。それで協会に圧力を加えてみたり、あるいは民放の方に圧力を加えて、きつくそういうところに立ち入りはまりならぬ、そういう記事があるならば、一々社のデスクなり何なりに持ち帰って、それで会長の認証をもらう、あるいは社長の認証をもらうようにしなければならぬという、法律以外のことが行われるような環境にあるので、そういう際にどうするか、こう聞いておる。だからして、政務次官が言われる通りに、法律がそうなっておりますからそれ以上のことはできません、こういう答弁であれば、これはもう大へんけつこうなんですがその通りに行われていない。少くとも私はそういう実例は岸内閣発足以来二年近い間に幾つとなく、いやというほど体験をしております。法律は法律、行政は行政だということ、よからぬことをどんどんとやっております、そういうことをやったからといって、黙つて放送関係者が引つ込むとは思われないけれども、念のために、そういう場合にどうするか、こういうことを聞いておる。

○政府委員(廣瀬正雄君) まあ行政上

の、政治上の事実問題だということになって参りますわけですが、まあその場合は、郵政大臣としましては、いかに内閣がどんな方針を押すにつけようとしたとしても、断じていつにまあ抵抗いたしまして、この放送法を守るべきだと思ひますし、また、さような理不尽なことを政府がやてやろうという事になりますれば、放送業者なりNHKなり、あるいは国民の世論というものが私は黙つてはいないというように考えます。こういうところで一つ……

うわけですから、その形に限っては了承できます。しかし、郵政省がおよそ協会が三十三年度には何カ国に何時間放送して、そうして経費がこれだけ要する、こういう実績は当然積算の根拠に入れて、それで大蔵省に予算要求をなさるのが当然だと思ふ。もとより、さっきの条文的な解釈は、今になってみれば郵政省の見解が一応私は筋が通っている、率直にこう認めます。しかし法文上の疑問があります。疑問があるが、単に形式における条文的な解釈は私は了承した。従つて、疑問がある限り、私は国際放送についてはやはり政府が全額を負担すべきである、最大限に負担すべきだ、この所信はあくまでも貫く必要があると思ふ。そういう際に、昨日の答弁により、郵政は郵政で勝手に積算をやつて、それで二億要求した。しかる結果九千万円になった。足りないところは放送法によって協会が自主的にやり得るからさうやってくれ、これは私は、あまりに役人的なものの考え方であつて、さなきだに、協会の予算は決してこれは楽じゃありません。そういう財政困難な中に、しかも、しばしば鈴木委員から指摘されているように、国内における受信料は、これはNHKの放送に対する対価としての受信料です。これを国際放送に回していいという事は、これは多分に問題がある。しかも、政府が国策的な国際放送ではなくして、NHKの自主的な国際放送に期待をするというこの見解は、もとより貫いていかなければなりません、しかし、協会が国民を代表して、いわば国民外交的な立場からの国際放送であれば、これをあくまで助長育成するという意味に

において、政府はもっと金を出さうというのが筋道だろうと思ふ。しかるに積算に当つては協会の実績を何ら考慮せず、単に郵政がこの方向に対してはどの時間、イコールこれだけというようにな、こういう積算の根拠というものは、どうしても納得できない。その現実、郵政省の積算の根拠というものは、全く何らの相談なくして行われているものかどうか。その辺の事情をつまびらかにしていただきたいと思ふ。

○森中守義君 これは了承するもしないも、本来ならば郵政省の予算折衝にしろ、で、非次長や、あるいは大臣、政務次官になぜ金を出さぬか、さう言ふのが実は少し無理なところがある。しかし今一兆四千億になんなんとする国の予算の中に、もとより国費は乱費されては、これは困ります。困るが、そういう膨大な予算の中に、国民外交を展開しようとする協会に、国が国際放送の費用を二億要求して九千万にされる、あとは協会が持ち出しをやる、これはどう考えても、今非次長の説明ですと、ワタのある国家予算の中からという理由ですが、それを決して私はどうこう言ひわけじやありませんが、どう考えても無理な感じが通ります。もちろん、これは協会予算の審議の際に大蔵大臣を招致するように話しておりますから、その際郵政当局よりも、むしろ大蔵大臣の方にこの話をした方が手つとり早いと思ひますが、少くとも積算の根拠が、やはり今非次長の説明からいっても、協会側の実績というものと完全にマッチしていない、これだけは言ひ得ると思ふ。

加えるという事は、これは機関が違ふわけですから、その形に限っては了承できます。しかし、郵政省がおよそ協会が三十三年度には何カ国に何時間放送して、そうして経費がこれだけ要する、こういう実績は当然積算の根拠に入れて、それで大蔵省に予算要求をなさるのが当然だと思ふ。もとより、さっきの条文的な解釈は、今になってみれば郵政省の見解が一応私は筋が通っている、率直にこう認めます。しかし法文上の疑問があります。疑問があるが、単に形式における条文的な解釈は私は了承した。従つて、疑問がある限り、私は国際放送についてはやはり政府が全額を負担すべきである、最大限に負担すべきだ、この所信はあくまでも貫く必要があると思ふ。そういう際に、昨日の答弁により、郵政は郵政で勝手に積算をやつて、それで二億要求した。しかる結果九千万円になった。足りないところは放送法によって協会が自主的にやり得るからさうやってくれ、これは私は、あまりに役人的なものの考え方であつて、さなきだに、協会の予算は決してこれは楽じゃありません。そういう財政困難な中に、しかも、しばしば鈴木委員から指摘されているように、国内における受信料は、これはNHKの放送に対する対価としての受信料です。これを国際放送に回していいという事は、これは多分に問題がある。しかも、政府が国策的な国際放送ではなくして、NHKの自主的な国際放送に期待をするというこの見解は、もとより貫いていかなければなりません、しかし、協会が国民を代表して、いわば国民外交的な立場からの国際放送であれば、これをあくまで助長育成するという意味に

○森中守義君 これは了承するもしないも、本来ならば郵政省の予算折衝にしろ、で、非次長や、あるいは大臣、政務次官になぜ金を出さぬか、さう言ふのが実は少し無理なところがある。しかし今一兆四千億になんなんとする国の予算の中に、もとより国費は乱費されては、これは困ります。困るが、そういう膨大な予算の中に、国民外交を展開しようとする協会に、国が国際放送の費用を二億要求して九千万にされる、あとは協会が持ち出しをやる、これはどう考えても、今非次長の説明ですと、ワタのある国家予算の中からという理由ですが、それを決して私はどうこう言ひわけじやありませんが、どう考えても無理な感じが通ります。もちろん、これは協会予算の審議の際に大蔵大臣を招致するように話しておりますから、その際郵政当局よりも、むしろ大蔵大臣の方にこの話をした方が手つとり早いと思ひますが、少くとも積算の根拠が、やはり今非次長の説明からいっても、協会側の実績というものと完全にマッチしていない、これだけは言ひ得ると思ふ。

それで、政府が出した金よりもよにNHKは、政府が出した金よりもよ

いえば、これは何としても私は協会の  
国際放送の今日の計画、方針、即経費  
というものを採用すべきだと思う。そ  
うなれば、何回も申し上げるように、  
国民外交という観点に立てば、政府が  
大幅に交付金あるいは助成金、全額負  
担するというのは当然なことじゃない  
かと思われまふ。従つて、再来年度の  
予算の編成等に当つては、もう少し協  
会と事前に南米向けには幾ら、どうい  
う金が必要、あるいは東南アジア向け  
にはこの程度のものが要するというよう  
に、いろいろ双方の具体的、法律上  
協議とか、あるいは指示ということ  
は、これはあり得ないにしても、事前  
に話し合うという場面は大いに作つて  
もらいたいと思ふのです。それと、郵  
政省は政府機関という立場からやはり  
金をお組みになったのでは、いつまで  
もこういうことは続きます。むしろや  
はりこの国際放送の経費というものは、  
協会の立場に立つて予算を組ん  
でもらいたい。これを一つこの際には要  
望して、あとは協会予算の際に大蔵大  
臣に対する問題として残しておきたい  
と思ひます。

さらにもう一つお尋ねしておきたい  
と思ひますが、何でも今度の改正案が  
通れば番組調査官というものを作るので  
すか、はつきり記憶しておりますが、  
衆議院の通信委員会でもなにかの  
質問に大臣はどのようにお答えになつ  
たかに聞いておりますが、相違ありま  
せんか。

○国務大臣(寺尾豊君) そのことは全  
然ございません。そういう計画もござ  
いませぬし、そういう考えも持つてお  
りませぬ。

○森中守義君 これはこの前の放送法  
第十一部 通信委員会議録第十三号 昭和三十四年三月十二日【参議院】

のときだったかわかりませぬね。一時  
話題に出たことはあります。たまた  
ま、この委員会では前回は放送法の  
審議に入りませんでしたので、質問を  
行なつておりませんが、確かにこの問  
題は一つの重要な問題として私どもは  
指摘をしておりました。将来ともこ  
ういうものを作りませぬね。

○国務大臣(寺尾豊君) さような意思  
は全然ございません。

○委員長(手島榮君) 新谷委員の資料  
の要求について何か……

○新谷實三郎君 郵政大臣にお尋ねし  
たいのですが、先般の委員会でも、ち  
うど郵政大臣が席をはずされました留  
守に質問をいたしました。電波監理当  
局から資料が配布されておるのであり  
ます。私は、この具体的問題について  
今ここで論議をしようというのではご  
ざいませぬ。ただ、私の申し上げてお  
る趣旨は、局長からお聞きになったか  
と思ひますけれども、現在日本で国  
際的に使える周波数帯というものがき  
まつておるわけです。また科学技術の  
進歩に伴ひまして、今後各国がおそろ  
く競つて奪ひ合うであろうという周波  
数帯も大体予見せられておる。そうい  
う状況でありますから、この周波数を  
どういうふうな有効に使つていくかと  
か、あるいはこれから国際会議等で問  
題になります周波数に対して、わが国  
が国際会議においてどういふ主張を  
し、どういふ方法で各国に協力を求め  
るかというふうなことに付いては、こ  
れは実は非常に基本的な重要問題であ  
ります。従つてこれに対して、郵政省  
の技術陣がどの程度人的にも、あるい  
は経費の上でもそろつておるかわかり  
ませんが、最大限のことを政府として

はおやりにならないといけないのでは  
ないかという考え方から、多少具体  
的に電波監理局長に伺つたのであり  
ます。

この資料をざつと見ましても、実に  
私は、結論から申し上げますと物足り  
ない。電波監理局長はその当時お答え  
になったのですが、たとえば、そうい  
うふうな新しい周波数帯の中で、新し  
い周波数帯を発見したり、あるいは新し  
い周波数帯についての研究をするため  
に、NHKの研究でもおそろく年間  
四千万円くらい使つておるだろう。電  
波研究所でもその半分くらいは使つて  
おると思うというふうなお答えがござ  
いました。私その後いろいろ調べて  
みました。私その後のいろいろ調べて  
みた。この事実はないように思ひます。  
しかし、こういつたのはいづれも基礎  
的な研究にも関係するものであります  
から、私は、きょうここで、研究費が幾  
らだという質問はもういたしません。  
いたしません。私は、こういう重要な  
問題について、電波当局が今日まで非  
常に研究に対する力の入れ方が足りな  
かつたということと、残念でないという  
のです。もしも、残念でないという資  
料をお持ちでしたらお示しを願つても  
けっこうです。私はこれだけの大きな  
問題を処理するのに、一体政府及び政  
府関係機関が今日のくらの人間を  
さいて、どのくらの技術者を動員し  
て、どのくらの経費を使つておるか  
ということを考えますと、実に私は残念  
でしようがない。電波局長は技術者で  
すから、大臣よりはうまい問題に詳  
しいと思ひます。その技術者の局長が  
おつてさういふ状態です。ですから  
私はここでこういう問題について結

論を得ようと思ひませぬ。しかし、  
なぞもつと真剣にやらないのかとい  
うことだけを非常に痛感をしておりま  
す。郵政大臣にですね、これは一  
つ、今急に経費をふやしたからどれだ  
けの効果が上るといふものではござい  
ませんでしようが、もっとこれも経費  
を与え、必要な技術者も整備して、あ  
らゆる力を入れて、こういうところに  
新しい道を開いていかないと、日本の  
電波行政は技術的にはおくれるばかり  
です。その結果は経済的にもあるいは  
文化的にも決して他国にはついてい  
けないと思ひます。この点につきまし  
て、何か御意見があれば伺いたいと思  
ひます。御答弁がなくても、一つ政  
府の最大限の、これからの真摯な努力  
を期待したいと思ひますが、いかがで  
ございませうか。

○国務大臣(寺尾豊君) ただいまの新  
谷委員の非常に御熱意のこもつた、ま  
た、わが国の電波行政に対する非常な  
御心配を賜つた御質問に對しまして  
は、衷心感謝を申し上げます。ととも  
に、私どもがこの電波に関する周波数  
の効率的な利用、また国際的にこの周  
波数帯を獲得するということに対する日  
ごろの研究が不足であつた、不十分で  
あつたということに對しまして、ま  
ことに遺憾にたえないのでございま  
す。これは局といたしまして、何と  
申しまして、これらの研究調査には  
相当の予算も必要なのであります。け  
れども、この予算等はきつめて不十分  
であつたといふようなことも影響いた  
しまして、かような積極的な調査研究  
等が十分でなかつたといふことは、ま  
ことに主管の責任者といひまして、ま  
遺憾に存する次第であります。幸ひそ

うした御熱誠な御忠告もございました  
し、本年は相次ぎます国際会議等も  
行われる、この周波数の割当といった  
ようなこと、あるいはまた全権会議に  
おいて一そう貢献しなければならぬと  
いふような、非常に重大な会議も行  
われることでもありますから、これを契機  
といたしまして、郵政省、この所管の  
局長あるいは次長、その他を十分鞭撻  
をいたしまして、今後御注意の点、い  
ろいろお示しの点等十分に心いたしま  
して、特に電波行政に對しては積極的  
に日本の権益として拡大していくとい  
う決意をいたしておるわけであります  
。この点をお今後ともこういつた方  
面に御指導、また御鞭撻をお願いした  
いと思ひます。

○森中守義君 大へんどうも質問がと  
ぎれとぎれになつて恐縮ですが、例の  
テレビの免許の条件、あれは将来どう  
するつもりですか、運用は、存在はす  
るでしようがね、運用についていろ  
ろ問題が今まで提起されてきておる。  
従つて基準が条件かという、こういう  
表現までも使われておるので、これか  
ら先のあの条件の運用をこの際聞いて  
おきたいと思ひます。

○国務大臣(寺尾豊君) この問題につ  
いては、過日も新谷委員から御質疑が  
ございましてお答えをいたしましたので  
ありますが、予備免許を与えるにつ  
いての各種の条件、こういうものは、実  
は放送事業者が自主的にこういつたよ  
うな電波を、いわゆる放送を開始するこ  
とについての自主的と申しますか、み  
ずからの計画といたしまして省に提示  
をするという形になつておるわけであ  
ります。これは、法的にはこれに違反  
をしたから、あるいはその約束を履行

しないからということによってこれをどうするかという法的な問題とは、私どもはそこまでは考えておりませんけれども、あくまでも、道義的に申しますか、行政的にこれを一つ守るべく指導いたしまして、そうしてなお、こういったようなことにおいてこれが守られない、そういった等の条件、いわゆる条件を履行しないということになれば、もちろん行政的にこれに注意をし、指導もいたしますが、それでもなおこれに対して履行をしないということに対しては、さらにこの免許更新というときには、これに対してやむを得ないので十分注意をし、指導をしてもかまわない。いわゆる条件を履行しないという者に対しては、免許更新といったようなときにはこれは考えざるを得ない。こういうふうな考え方をもち、あくまでも自主的に放送事業者自身がみずから約束をし、条件として提出をしたことでありまして、これが行政的にあくまでも履行してもらわなければならない、こういう考え方をもちて処置していきたい、かように考えております。

○森中守義君 大臣の言われる、最悪の場合には考えなければならぬというのは、本免許を交付しない、こういうことです。免許を引き上げる、予備免許を引き上げる、こういうことですか。

○国務大臣(寺尾豊君) まあ横柄、という表現は非常に悪いのですが、最悪のものに対しては御指摘のようになことにするかもしれませんが、しかし、その他の方法も、いわゆる反省させる方法としてはその他の方法もあろうかと思ひますから、できるだけい

ゆるその条件を履行するように指導をしていく、こういう考え方でござい

○森中守義君 他の方とはいかなるものを言っておられるのか、想像がつくようではなかまむずかしいのですが、それで条件が守られているかいないかという、そういう調査とか、あるいは大臣がそういうものを把握するにいかん方法をするのですか、いかなる方法で条件が守られているかをあなたは把握しようとしますか、把握するのですか。

○国務大臣(寺尾豊君) これはまあ非常にこの把握ということとはむずかしい問題かもしれませんけれども、これらについては、一応のいわゆる条件というものを示されておる通りに放送がされておるかということ、これを調べ、あるいは察知するということとは、その放送、テレビならテレビジョンの放送そのものを見ることによってこれは可能であるかと思ひます。また、時にはその放送事業者の代表者としてその状況について話し合いをして、その状況について聞き合ひをして、その状況は決してできないことではないかと、まあかように考えております。それから、それらについてはやはり十分注意をいたしております、その条件が履行されている、またされるように行政的な指導協力をいたしていきたい、かように考えております。

○森中守義君 どうも大臣これは陽気のせいであつていふのじやないのですか。これはテレビを見て、放送が出てくるかどうか、それはわかるでしょうが、おそらく倒産はしませんよ、テレビは出るのです。これはおそ

らく電波が出せないように、そこまでその会社の経営がどん詰つてくるというようなことは、現在では私はないと思う。まあそういうばかげたことを聞いているのじやない。たとえば一億円で、これで施設あるいは電波が出せるように、資金の確保を予備免許の条件として、認可の際にすることが条件になっていて、ところが本免許までもうすでに五千万の増資をやる。これは明らかに予備免許を交付するときの条件と違つていふのじやないか、こういう実例もあるのですよ。あるいはその他定款上の、たとえば会長、社長、重役、まあこういういろいろな問題がある。要するに新聞とラジオ、テレビが一元化されてはいけない。あくまでも新聞は新聞、ラジオはラジオ、テレビはテレビ、こういう工合に分離をしないと報道の危険を感じるといふことで、会長、社長はこれらもう権限を明らかに分離しておる。まあその際に民放、商放の問題等、今までは私もよくかましく議論をしてきたのですが、まあそういう人事の問題であるとか、あるいは資本構成の問題であるとか、その社内に行わたる条件に合わないようなことが行われておるんじゃないですか。こういうのはあなたはどうしようとするのですか。そうでなくともキ・ステーションを中心として二つないし三つぐらいに現在のテレビが系列化されるおそれもある。これは先般ここに参考人がお見えになって、御手洗さんであつたと思ひますが、そういうことを指摘された。従つてそういうのを、明らかに予備免許の条件と違つていふの、あなた、今の大臣の答弁からいへば、受像機を見ておればわかるなんという、

そんなばかな話はありませんよ。どういふ方法で条件が整つていふのじやないか、免許更新の際にそれを守られていなければ、最悪の場合にはそういうことになるかもしれぬという、まあそれはそれとして、常時条件が守られているか、いかなる方法で把握をするかという、こういうことに対してはもつと具体的に、非次長はその問題が起きたらどこへ派遣をする、浜田局長をどこへやる、まあそういう常時条件が守られるように郵政省は見ておく必要があるのです。その具体的な方法を示してもらわなければ、受像機を見て、テレビが出ていふからやっておるなどというのでは、これは条件が満たされ

るかどうかかわからない。どうも陽気のかげんに左右される答弁は困ります。

○国務大臣(寺尾豊君) 私が御質問の意をはずしてまことに申しわけございません。ただ資本構成というやうな問題につきましても、たとえばその建設の途上に五千万円で計画したものが倍額かかる、あるいは三千万円増資を必要とする、こういうときには、最初の五千万円が今の条件に示した通りに配分をした。ところが、あとの五千万円増資を必要とするときに、株主總會、その他商法における成規の手続によつて今度これを募集すると、増資する。こういうときにはあるいは自分は放

万円の配分についてはそういうことであったけれども、増資の分については形が變つた、こういうことがありとします。これは私は好ましいことではないけれども、その後の資本構成、増資をしなげなうなという事態についての、新しい事態ですから、こ

れを郵政省が相ならぬといふことは私にはできないのではないかと、こう考えておるわけ。しかし、それが当然最初の資本配分と、出資配分というものが最初の通りでいくことが、これは望ましいことです。しかし、それはやはりそのときに増資をする場合にも、そういう形でやらなげなうなといふことの条件はおそらくついていないはずでありますから、これは常識としてそういう形で出資をした以上は、やはり倍額増資の場合もその形をとつてもらうということが常識でもあるし、好ましいことでもあるのでありますから、それがならぬといふことは郵政省がこれを追及するといふことは私に行き過ぎではないかと、こう考えるわけですが、しかし、これらの問題について、今局長の報告を聞いてみますと、まあ自主的に申しますか、お互いにこういふやうな会社とも、その放送会社とも、状況についていろいろ連絡をし、事情を聞いておる。こういうことでありますから、そういうお互いの、相互信頼の上に立つて事情を聴取して、そうしてこれに対する条件、できるだけ予備免許を付与する場合にはつけたところの、示したところの条件に合致するように、これは行政的な指導とか、あるいはまた相談をして、そういうやうな方向に、いわゆる最初の条件に合うやうな方向に進めてもらうように相談をしていく、こういうことにならうかと、かように考え

ます。

○森中守義君 少し的中してきまして、私は個々の態様について、たとえば今の資本構成をどうするか、それはそれなりに意見はありま

し、

八

う。しいてその意見を言うならば、私はやはり、一億で放送開始する施設をするという、こういう申請を出して、それならばよろしいということで予備免許がおりたのは、これはやはりサービス・エリアがこの地域にある、他に影響を及ぼさない、こういったように事務的にこまかく検討を加えての決定であろうと思うのです。それが一億か一億五千万の、どうもこれはBという会社にもスポンサーを食われてしまふ、おれの方もうちよとどうかするか、もちろん五キロから十キロに一挙に変えなかなければならぬけれども、やはりある程度その社の問題、サービス・エリアの問題、そういうものを中心にして免許がおりていこうと思ふ。それを急に、もうすでに本免許がおりたはずですが、条件と異なつたような状態にして、それでそのまま行政指導をするとか、話し合ひをつけるというのは、どうもちょっと条件と合わないから、条件は、いつも言うように成立要件が初めて整つて条件となり得るのです。そういう条件の成立要件が満たされないと条件とはなり得ません。だからして、そういうあいまいなことであるならば、条件ではなくて基準じゃないか、基準ならそれでいいです。こういうことが望ましい、そうあるべきであらうという、そういうふうな、基準なら、それならいいところ、条件というのはいちやうかといふ、満たされたいかといふ、予備免許を交付するかしらないかといふことが決定されるわけです。満たされたいときに条件というものは成り立たない。だから、今の資本構成の問題についても、個々の態様について論

及していくならば、いろいろそれは問題がある。しかし、今こゝで個々の態様について具体的な実例をあげて、こういう場合にはどうか、ああいう場合にはどうかという質問はしません、やはりこれは、今言うように、成立要件が整つて初めて条件となり得るとするならば、一体、郵政省は、平生何をどういうような方法で条件が満たされていると見ておるか、こういうことを聞いておるのです。今局長がこういう話であつたからというのでは、納得できない。もとより、新谷委員が先般指摘をされ、私が前の郵政大臣にきつくそういうことを言ったことがありますが、まあ、それは法律事項ではないから、こゝで法律違反とか何とかといふことは言わなければ、非常にこれは重要な問題である。常時郵政省では、条件が成立をしているか、満たされているかといふことを、どういう方法によつて見ているか、もう少し具体的に言つてもらわないと、行政指導する、よく見て回る……。いわんや大臣のように、テレビをよく見ていればわかる、こういうばかげたことでは、その条件の問題は片づきません。もう少し具体的にお願いします。

○国務大臣(寺尾豊君) これは、森中委員が御指摘をせられておることとお答えしていることは、別に私は大きな隔たりはないと思ひます。少くも、一億円の増資で、その配分というものはこれこれ、それが途中でどうしても施設するためには足りないの五割の増資をした。それは、最初に一億円の資本構成、その株の配分で五割の増資はすべきです。私はそれが常識だと思ふ。しかし、やはり事情で、増資はできないという事情がある場合もありましよう。おそらく、自分が一ぱい出したのだ、それをまた五〇%増資をするといふことに對してはこたえられない、いわゆる放棄をする場合もありましよう。そういう場合に、他の新しい株主が生まれる、あるいはまた他の人がこれを持つといふことが、いわゆる相談の上でなされていったとするならば、これを否定するわけにはいかぬといふことを、私は一つの例として申し上げたわけでありまふ。しかし、あくまでも最初の資本構成といふものが基本になつて、増資される場合にも、そういう率でもつて増資されるということが常識でもあるので、なるべく――なるべく――あります。要するに、そのいわゆる条件に合致するやうにわれわれは行政指導をし、そういう相談をしていく。それについては、そういうたゞやうな会社の経営あるいは構成その他、建設途上に、これらの放送事業者といふいろいろ当時の条件について問ひ合せをする、あるいは資料を相互の理解のもとに出してもらう。こういうことをやつていくといふのでございませう。あなたがおっしゃっておることとお答え申し上げておるところとは、まあ最初は私が的をはずれたかも知れませんが、今私がお答え申し上げることは、あなたの言ひに合致していることとちつとも違つていない、こゝろ私は思つております。

○森中守義君 それは大臣、全く私のあれとは違ふといふのはあなたの見解で、私は大いに違つていふと思ひます。私はあなたのような見解を持つておりません。なぜかといへば、行政指導であるとか、話し合ひをつけるというのは、何か大臣の政治力によつて話し合ひを、格好をつけようといふやうな気がする。すべてにそういうやうな傾向があるやうです。ところがあの条件といふのは、これは大臣が政治家として政治力によつて片づける筋合いのものではないと思ふ。あくまでもそれは放送行政の重要な一環であり、しかも事務的にこれに合致するか、しないかといふ認定を必要とする事項なんです。だとするならば、これは今大臣の言うやうに、その主体情勢がどうである、客観情勢がどうであるとか、またそれは、わが国の民間放送を漸次育成助長していくためにはその配慮は必要であります。必要であります、あの条件といふものが、ここに出てくる以上は、この条件はそういうものとは別に、ある程度事務的に条件に合致するか、しないかといふ区切りをつけないと、非常に軋轢してくるといふことを私は主張しているのです。その点に對する電波監理局あるいは大臣としては、平素いかなる方法でそういうものを把握しようとしていふのか、把握をして、条件に満ちていないとすればどうするか、どうするかといふことになる、さつき大臣が言われたやうに、最悪の場合には免許を引き上げるのだといふことはきつていたしましたが、平素のやり方がどうもはつきりいたしません。何かこゝで問題を提起したので、それに対する大臣の答弁としてはいいでしょうが、平素における放送行政の一環として、それがどの程度重視をされ、どういふ行政官の配置状況であるかといふことについては一向に出でおらない、おらないだけに野放しになつていふのじゃ

ないか、私はこゝろ思ひます。その点をもう少し意見を聞かしていただきたい。

○国務大臣(寺尾豊君) これは私がお答え申し上げておるというの、事務当局がそういうたゞやうな行政指導、連絡をし、またそれらの条件になつていふかどうかといふことについて連絡をしておる、こういうことであるから、その事情を申しているの、私がこれを政治的に扱おうといふことであれば、これは今後どうするのだといふことを申し上げたのですけれども、先ほども局長からの報告を聞いてみると、そういうふうな行政的、事務的にやつていふといふことではありません、そのことを申し上げた。同時に、商法等に關連する問題として私が一つの例を申し上げた。こういうことですから、あらためて莊次長から御答弁いたさせます。

○説明員(莊宏君) 先ほど米お話のございませう条件といふものについては、いろいろ解釈の明確でない点もあるものですから、そこに御疑問が起つて参るのだと存じます。実は先般もこの委員会でも申し上げましたのでございませう、田中大臣のときに非常に大きな条件といふものがついているわけにございませう。こゝろこゝろでございますが、その中で実は法律上の条件と私どもが考へておりますのはそのごく一部分でございませう。一番初めのところ、条件その二と書いてある所でございませう。条件その二と、多数並んでおります所は、免許に當りまして、郵政大臣としては、少くもこれだけのところ合致してないと予備免許は差し上げられませうといふことをお示しし

たものでございます。それで第一の法律上の条件になります部分につきましては、これは会社の資本構成及び役員構成、これについて申し出のところが、確実に実施されるということが確認されないと、十月の何日かでありましたか、あのときに出しました予備免許が、三月三十一日までに、そのようないことが確認されないと、失効してしまうという事になっておりまして、その部分は、明らかに条件でございました。

その部分につきましては、三月の末日までに、それぞれの会社におきまして株主総会をやるのか、その他いろいろな手続を行いつつ、そして郵政省の方に、その記録その他いろいろの材料を出して参りました。そして郵政大臣として、資本構成、役員構成については、これかねての約束を満たしているという事を確認いたしました。確認書というものを交付したわけでございます。それによって予備免許は生きて、ずっとつながるというところがはつきりいたしました。一社だけでは、その行為ができませんでしたので、十月に出しました処分というものが、効力を三月末日をもってなくなつてしまったということになったわけでございます。

そういうわけで、条件の問題につきましては、昨年の三月の末で、一応、私も終了したと、かように考えている次第でございます。

それから、その他のいわゆる条件の二として、非常にこわい言葉で、条件ということになっておりますが、その点につきましては、大へん各方面に誤解をお招きしたということについて

で、私も、まことに申しわけないことと思つて、次でございまして。ついで役所の通常使用言語が出てしまつたようなわけでございます。そこで、むずかしい条件という言ひが、先ほど申し上げたわけでございますが、先ほど申し上げたように、あらかじめ申請者に対し、これの程度のこと、満たされないと予備免許は差し上げられませんかという事をお見せして、それを申請者の方で、その通りやりなすということを書き出して、これに對して予備免許を出します。もう一度、オウム返しに、こちらでこれだけのことはやっていたか、と、そういうお約束で、あなたの方はお出しになっておるのですから、そういうお約束のもとに予備免許を差し上げるのでございまして、この念を押したような意味で、あれをつけてあるわけでございます。

そういうことでございまして、郵政省といたしましては、要するに、テレビの免許というものがうまく進む、今後のテレビ放送というものが、いい具合で出ていくという事を非常に希望して、期待しておるわけでございます。役所といたしましては、業者との間に、確実な法律上の根拠がなくても、いろいろやはり行政の実態からいまして、行政指導というものは行われなければならぬものだろうと思ひます。

そういう意味で、業者の方におきまして、かねて予備免許の際の基準になりました事項については、誠実に、これを實際守つてくれていると私も考へております。また郵政大臣として、この、かねてで申し上げた約

束というものは、いずれ再免許の際には、もう一度、過去の実績ということ、その会社が、どういふふうなことをやつていくかという事を調べられるわけでございます。業者においても、十分それを尊重してもらへるもの、かように考へて、實際の行政上の、先ほど大臣からお話のございました行政指導の問題として扱つており、今後扱つていくこと、かように考へておるわけでございます。

○森中守義君 その際に、たとえば役所の方に出てくる場合には、ある程度形が整つたものがくると思うのです。しかし實際の事情は、かなり違つたものがあつた実例を私は知つております。

それで役所の方でも形式と実体が違つたままでありながら、形式が整つてくるから、これでよろしいというやうなことであつたのか、あるいは實際、実体まで調査をされて、表も裏も変りないという認定のもとに免許をおろされたのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○説明員(佐賀君) 昨年の三月の末の確認の際には、私もといたしましては、十分注意をいたしまして、各会社から記録等を取り寄せまして、そうして間違いなしという判断のもとに、確認書の交付を行つております。

○森中守義君 これで終わりますが、郵政大臣に最後にお尋ねしておきたいのは、今の民間放送の周波数の状態、即ち各民間放送会社の配置の状態は、現状のままですらうと思つておいて、なりませうか。おそらく周波数を基礎にして免許をおろされた以上は、ベターではないにしても、ある程度これでよろ

じかろう、こういうことだと思つたところ、最近の趨勢は、いろいろ取りざたされているところによると、二社、三社合同する、あるいは整頓統合というやうな話が出ております。しかも、さつき御手洗氏の言葉を引用したわけですが、そういう話も私も聞いておりますけれども、何か日本の民間放送をもう少し三つか四つくらいに系列化しようという顯著な動きがあるやうに聞いておりますが、こういうことに対しては大臣はどういうふうにお考へですか。

○國務大臣(寺尾盛君) 私は、やはり御質問の中にもありましたやうに、特にテレビ局の許可、これについては、いろいろ意見があるやうでありますけれども、許可をいたし、すでに建設が始まり、あるいは放送を開始されておる、電波を放射しておるやうな会社につきましては、そのやうな状況でありますから、それらの放送事業会社が将来ともに健全な経営が行われ、そうしてこの放送の大きな公共性を十分發揮して、放送というものを、順調に行われるという事を期待しておること、これはいうを待たない。

ただその間に、政府がこれを指導するとか、政府がそういうことを望んでおるといふことは、もちろんござい、ませんけれども、自然の形において、いわゆる系列化していくとか、あるいは自主的な運営の上に、その合理的な一つの会社経営というやうなことを考へますというやうな、ただ非常にエフエスエシエンシーの悪い放送会社、責任を持つてすべてを施設し、あるいは経営を行つていくといふことが、必ずしもエフエスエシエンシーの高いものとは

いえませんから、そういうことにおいては、番組の面あるいはその他の面においても、自然の形において、言葉はあまり感心しませんが、系列化するというやうな有無相通じて合理的な会社の経営というやうなものを考えた上、そういうたところから自然に収まつていく、その形が一つのネットワークになり、あるいは系列化されるという形は、それは阻止することはできないのじゃないか。かえつてある面から考へてみれば、そういう方が、会社の経営というものが合理的に行われ、また経営も収支償ふという場合もあり得るのじゃないか。しかし政府は、これをそういう方向に持つていくとか指導するとかいふことを、全然考へていない次第でございます。

○森中守義君 今の問題は、直接この法改正に關係ありませんが、相当重要な問題として、後日、またゆっくりと御質問申し上げるやうにいたしたいと思ひますが、ただ一点、お尋ねしておきたいのは、私の持論としては、民間放送の経営は、放送法によるべきでない、やはりこれは商法、民法が、民間放送を行つておるわけですから、あくまでも放送という区切られた面、周波数という区切られた面、こういうことだけが、郵政省の所管でいいと、こう思ふ。

従つて、あまり深く、今、どちらかといへば、非常に経営困難な会社等は、経営の保障までも、放送法によるやうな、こういう空気があるのは、事實のようです。しかしこれは、かなり問題があるのですが、大臣は、民間放送の経営保障までも、放送法によるべきか、そうでなくて商法、民法によるべきか、そ

まあ、このことについては、どうお考えですか。

○国務大臣(寺尾豊君) もちろん、私は御所見のように、商法、民法によるべきであって、あくまでも、会社が自主的に経営ということについては行なっていくべきではないか。われわれは、どうもこの問題に干渉したり、これにいろいろの問題を関連さすべきではない、かように考えております。

○森中守義君 そうしますとね、結局、まあさつき莊次長のお答えした条件が、一部消滅している分もあるようです。しかし周波数の問題と、それから電波法にいう検査の問題とか、こういう問題に限って、系列の問題あたりも見ておいていいのですか。

○国務大臣(寺尾豊君) 要は、本放送法の精神にのっとりまして、放送が公共性を持つておる、この放送というものが、第一条の目的、あるいはその他のこの法律案に規定されていることが、われわれ、この放送事業者が、この法律を順守していかなければいかぬその途上において、お互いの会社とか、あるいは他の会社等と、会社の御都合によって、その合理的経営のために、いろいろの、そういったような系列化をやるとか、ネットワークをお組みになるとかいうことに対しては、私も、これはこれに対して何ら干渉するものでもないし、またそういうふうになることに自然に落ちつくことによって、いずれの会社が、経営が順調に進められていくことを、まあ期待しておる、こういうことでございます。

○森中守義君 どうもその何が、群小の会社が、どれかに集中されることを

非常に大臣は歓迎されているようなお考えのようですが、その通りですか。

○国務大臣(寺尾豊君) そうではないのです。これはただ、今森中委員の御質疑の中にもあったように、非常にたくさん

の会社が許されておる。これがことごとくが、相当な成果を上げて、この運営が、経営が行われるということについては、おのの会社自体のいろいろの事情がありますから、それらの実情から、会社自体がお考えになって、いろいろの点について合理的にやっていると

いう言葉を使つたが、これは期待とします、期待でなくて、そのことは、われわれとしては何ら干渉すべきことではない、かように考えております。

決してそういうことを望んでおるといふ意味ではないことを御了承願います。

○森中守義君 以上で、まあ大事な問題ですから、きょうは、今の問題は、その程度にしまして、一応終つておきたいと思ひます。

○委員長(手島榮君) 委員変更について、お知らせいたします。

本日、藤原道子君が委員を辞任せられまして、その補欠に光村基助君が委員に選任されました。

○山田節男君 今、最後に、ことにこの法案に対して、いろいろ意見を持つて、最後には質問したいと思ひますが、なお、これは、NHKに関する問題は、いづれ三十四年度の収支予算に付随して質問することにいたしました。まして、本法案、改正法案に関する限りにおいては、二、三質問したいと思ひます。

その第一は、先ほど森中君の質問に、関連して、この放送法の建前からいえば、いわゆる行政権の首長である内閣総理大臣が、憲法上におきましても、非常大権を持たれる。天皇も、それを持つておられないということになり、まず、先ほど申し上げましたように、暴動はもちろんのことでありますが、戦争という事案上の外敵の侵略を受けた場合に一体どうするか。

なるほど、先ほどの御答弁にありましたように、電波法の第七十四条においては、郵政大臣が、いわゆる天変地異的な天災があったとか、あるいは暴動等があった場合に、人命の救助に必要な通信を無線局をして行わしめる。これは郵政大臣が、非常事態における無線局——これは放送局ばかりでなくて、あらゆる無線局を意味しておるものかと思ひますが、このことは、先ほど申し上げたように、たとえは暴動その他のいわゆる混乱というものがこの岸内閣の今日の予算委員会における憲法第九条をめぐる御答弁から見ますと、やはり攻めてきたらば、戦争状態になる、これをやっつけなければいかぬという場合には、どうしても民間放送、公共放送たるを問わず、これはやはり、政府でそのときは非常的ににぎつて、そうして、国際放送においても国内放送においても政府のやっつけることは正しいのだということをやっばり放送せざるを得なくなつてくるのじゃないかと思ひます。ただ、今の電波法の第七十四条から申し

ますと、総理大臣じゃない内閣の一閣僚である所管の大臣である郵政大臣が無線局をして行わしめるということ、これは、権限づけられておるわけですが、

私どもが伺ひますことは、いまの戦争状態が起きた場合に総理大臣は、このいわゆる放送法、電波法によって、かつて軍部が、NHKをあごでつかつたような、そういうようなことは、もう放送法でも電波法でもできない。それは大臣も、そういうふうにおっしゃつておるのですから、そのことを私は重ねて現行の放送法と電波法の解釈というものは、アメリカの通信法を改正して大統領が非常事態の場合においては、放送局、いわゆる無線局を、国策のために、これを自由にし得るという、いわゆる放送法に対する大統領の非常大権の発動ということ、日本電波法なり、放送法には保障してないということ、これを私は確認したいのです。

ですから、先ほど寺尾郵政大臣の御答弁になったことは、日本において、やはり憲法第九条からしても、戦力は使われない、持たないというので、から、従つて、内閣の首長である総理大臣は、放送法に規定はないのであるから、放送に對し、非常権を発動することはできない、電波法によって、郵政大臣が天災等の非常行政措置をとり得ることになつておるのであるが、これは、常識的に考えても、秩序を維持するといふのであります。いわゆる日本平和憲法のようなものは、持つていない。諸國のように時の政府の内閣が、放送を國策のために、これを使うということ、國外においても、国内

においてやらないということが、これは大臣として、御確認願えるかどうかというのを伺ひたい。

○国務大臣(寺尾豊君) 御指摘の通りでありまして、これは、電波法七十四條に示された郵政大臣としてのいわゆる天災あるいは暴動等に対する規定がございまして、たゞは総理大臣が、そういったようなことによつて、この放送法あるいは電波法を自由に動かすということ、私は絶対あり得ない。

山田委員の御意見の通りだと、かように確信いたしております。

○山田節男君 これは、幸いNHKの野村会長がお見えになっておられるから、公共放送の、これは、まあ最高の執行責任者であります。御所信を確かめておきたいのですが、先ほど申し上げましたように、たゞはこれは永田会長のときじゃなかったか、間違つておるかもしれませんけれども、かつてNHKがしかも非常にいい時間、夕方に、今日の政局をやつし、ひにくつて、非常に平易に、今日の政治の悪い点、こういうようなものを諷刺的に大衆的に放送したことがある。これは会長も、御存知じかもしれぬ。これは表面におきましては、NHKが自発的にこのプログラムをやめたといふことになつておりますけれども、その当時のわれわれの新聞あるいはその他において聞知するところによりますと、明らかに当時の、これは吉田内閣と思ひましたけれども、けしからぬ、ああいうものはやめろ、こういうことで、ついにNHKは、そのプログラムを——これは国民の間では評判のよかつた——それをやめた。これは明



飲め飲めというようなことは、これは、普通は妨げになるものと解されるのは当然であると思ひます。

○山田節男君 これは、私の個人だけのことも少しは聞かせられたい、今日、民間テレビの放送を見て一番感じますことは、せっかくの演出が行われている最中に、広告がやたらに出てくる。ことに劇であるところの場合においては、まったく興味が半減するほどの広告が今日行われておるのです。

これは、外国に数多くの立法例もありませんけれども、しかしある国におきましては、そういう商業放送、テレビの放送をする場合においては、その一つのストーリーならそのストーリーの間に、一回しか広告放送をしてはいけない。あるいは三十分なら三十分の演出の場合には、その何パーセント、たとえば五割以上の広告放送をしてはいけない。こういう一つの規則を加えておるんですね。そういうたしなす、今の番組の広告の性質、内容も、番組審議機関で、これをきめるといふことになるのでありますけれども、そのものさしというものが、大体私は、これは、そのものさしとて、幾ら法制化されても、番組審議機関が、そこまでの自由裁量があるかどうか。もしそういうふうになった場合には、商業放送の経営者からいへば、これは相当、理屈を言うだろうと思ふ。そこに、やはり私は、一つの法的な根拠を持ちませんと、ただ法制化された番組審議会で批判して、これはい

かん。——一種の検閲制度ということまでくれば、これはできるかもしれないけれども、少くとも、この本改正案で示されておる番組審議機関の本質

というものは、それほどのものじゃないというところを、これは大臣も説明されておると思うので、だから、そこらあたりにも、実際、教育放送を民間放送でやらすからには、野放図なことをされちゃ困る。

一例を申し上げますと、これは、東京でいち早く民間の教育テレビ放送を申請したその例をみますと、これは、受験者のためにやって、テキストを売るので、それで十分そろばんが合う。こういうことを、われわれに、いろいろな陳情をしてきたことがあつた。これは私は、こういうようなものに、一体教育放送をやらしたら、どういふことになるかというところを憂へた。幸か不幸か、競願者が多いために、映画であるとか、そういう図書出版であるとか、あるいは従来のラジオ放送というものが合体してやつたものでありますから、その憂へは、多少は減じたかもしれませんが、いまだ

のように、教育放送が、テキストを売って、それで、もうかるというふうな、そういう商魂たくましい教育テレビ放送をやられたのでは、それは国民としては、たまらぬわけですね。

だから、そういうものを法的に、何かこれこそ、監督規定を設けるべきだ。基準を設けるべきだと思ふので、それをやろうと思ふところが、むしろ悪い意味での現在の放送の自由というところを、過当に尊重されるがために、そういうことになっておると思ふのです。

今まで、これは前任者の田中角榮君、あるいは平井郵政大臣のときでありましたけれども、一体岸政府、寺尾郵政大臣として、そういうことに対し

て、それでいい、行政的措置で、何とかやっていけるという御確信があれば、どういふふうにしてやるのかというところを、一つ御所信を承わりたい。

○国務大臣(寺尾豊君) これは、私は、もういろいろの御質疑の中で御所見を拝聴いたしました、山田委員の御所見は、私もわからないことはないものであります。そういつたようなものは、ある点、事、教育に關することでありまして、これを、ある基準というふうなものを、これに規制をするというふうなものを、これは考えとしては、私はあり得ると思ひます。

た、今回の放送法の改正は、全く放送事業者の自主的な運営にまかせよう。こういうことにいたしましたものでありますから、この広告の学校向け放送に対する広告の問題にいたしまして、教育に妨げのない範囲内において、という大きな線だけをきめまして、あ

りまして、決して、その基準をつけないこともよろしい、野放しでよろしいというところではなく、やはり放送事業者の良識によりまして、この番組審議会の良識と責任において、これらについても、ある基準を作つてやつてもらいたい。こういう考えであ

りまして、これに対して、この放送法に特に規制をするというところはとらなかつたのであります。あくまでも番組審議会の自主性、またその番組審議会が、それらに対する良識において基準等を設けて、その学校放送に、教育

に妨げにならないような方法をとつてもらう。かようにいたしたわけでございます。

○山田節男君 今の質問に關連してあります。NHK公共放送において、将来教育テレビ放送を、他の局において、他の地方においてもやりたいというところを考へておることは了解します。それから民間放送も、これも教育テレビ放送をやりたい。それでチャンネルの割当を要求しておるものがあるかと思ふのですが、これは、電波監理局長にお伺ひしたいのですが、現在のテレビ・チャンネルは、駐留軍が返すものもありまして、い

わゆる非教育的といひますか、一般のテレビ放送にチャンネルは割り当てられておると思うのですが、今後新しく申請されてくる教育的なテレビ放送については、公共放送並びに民間放送チャンネルというものを割り当てるチャンネルが幾らくあるのか。

そうして、もちろん私の申ししたこと、VHFのチャンネル、教育テレビ放送のために、最低限のチャンネルというものをきめておられるのかどうか。

と申しますことは、教育テレビ放送のために保留しておく、そういう周波数バンドがあるのかどうか。この点を一つ、念のためにお聞きしておきたい。

○政府委員(濱田成徳君) テレビジョンに免許し得るチャンネルは、大へん少うございまして、将来なるべく總合でなく、教育放送に重点を置いて行

われるように配慮いたしたいと考えております。

○山田節男君 最後のところを、ちよつと聞き落したのですが……。

○政府委員(濱田成徳君) 今後の免許は、なるべく教育放送をおもに考へて、免許を行うように配慮していきたいと考えております。

○山田節男君 それは、全国的に見まして何チャンネルくらい割り当てらるつもりですか。

○政府委員(濱田成徳君) 正確な数は、今わかりませんが、全国でVHF帯においては、今のところ、確實に置き得ると目されるところは、数局くらいだと思ひます。

○山田節男君 それでは、時間の制限もありますから、初め申しましたように、これに關連する質問はNHKの收支算の審議のときにすることにしまして、この件に対する私の質問は、これをもって終ります。

○委員(手島榮君) 他に御質疑はございせんか。——御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて、御異議ございせんか。

○委員(手島榮君) 御異議ないと認めます。

速記を中止して下さい。

○委員(手島榮君) 速記を始めて下さい。

これより放送法の一部を改正する法律案に対する討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○森中守義君 私は、ただいま議題となりました放送法の一部を改正する法

案に賛成いたします。

律案に対し、日本社会党を代表し、強く反対の討論を行わんとするものであります。

私は、この改正案の具体的問題点を指摘する前に、ぜひとも言及を必要とする重要な諸点を述べておきたいと思ひます。それは、岸自民党内閣によつて、国会に提案をされる諸法案及び法改正案等のほとんどに対し、国民は、ひとしく直観的に危険を感じ、疑惑を持ち、警戒をし、不安を持ち続けているというところであります。しかもそれは、岸自民党内閣命脈の延長とともに、急激に増高しつつあるということであり、この国民の直観は、単に皮相な見解であつたり、偶発的なものではありません。率直に言つて、岸自民党内閣によつて作られたつあるおそれるべき時代の再現に対する国民の素朴な愛ひであり、直観であると判断せざるを得ないのであります。

それは、憲法の改正はもちろん、さきの警職法、独禁法に見るごとく、あるいは一部保守政治家や一部少数教郵政省設置法の一部改正、ILOの批准サボタージュ、各年度の予算が無原則、無性格、無方針であつて、民生安定のためならず、いたすらに日米共同防衛態勢に狂奔をする軍事勢力の拡充強化に終始してゐること、外交は、前時代的認識や感覚によつて貴かれてゐること、諸法の運用に當つては、あるいは拡大に解釈をし、あるいはこじつけ、あるいは立法の精神とは全く相反することなど、岸自民党内閣の内政、外交の路線が文字通り反動的であり、官僚独裁的であつて、民主政治がゆがめられた結果、一将功成つて万卒枯る

との古謠の通り、総額が三千万円の別荘を作る反面、国民は、安寧にして日を送り得ないほど犠牲を強要されてゐる事実を、はた身を持って体験をしてゐるからでもあります。ただいま言及いたしましたように、岸政権の性格が、民主政治を否定し、官僚独裁の傾向を深める限り、国民の危惧は拭い去ることはできません。

この内閣によつて出されたこの放送法の一部改正案も、また、いかに岸総理、寺尾郵政大臣が、言論の抑圧統制を意図するものではないと、陳弁をし釈明をしましても、国民は、容易にその釈明や弁に承服したいことは当然であると言わなければなりません。岸総理は、過日当委員会において、軍機保護法、防諜法の制定の意図のあることを、はしなくも公言をいたしました。もちろん、かかる悪法の制定が可能であるとは信じない、そのときこそ、決然立つて、これを国民とともに粉砕するのであります。軍機保護法や防諜法のごときものが、具体的に立法される場合、人権の侵害はもちろ、言論報道の自由は、とうていあり得ないのであります。その実現が困難であることとを知り、その実現に立ち至るまで、実は、この放送法をもつて、極力言論報道の抑制を行わんとする悪意に満ちた政治意欲の現れであることは、決して推測推論ではないと思ひます。

寺尾郵政大臣は、この改正案の趣旨説明や質問に答へ、近時ラジオ、テレビの急激な発展に對処し、さらにこれを助長するため、必要最小限度の法改正であるとしていますが、一面、それを否定はしない点があるにしても、しばしば私どもが、事実を事実として指

摘して参りました通り、本法改正の動機は、昭和二十八年第四次吉田内閣當時、NHKの放送番組中に、反政府的なものがある、大臣、国会議員を侮辱冒瀆するものがあつたとして、これを取り締まるために始まつたとして、これを言論報道の自由をあくまで守り抜こうとする国民の世論の前に、本日の改正の線まで後退せしめられたものであります。やはり改正の本旨は、現行法が昭和二十五年に制定された精神と、NHK及び一般放送事業の現体制を崩壊せしめ、政府管掌、政府監督権強化即言論報道の自由を侵犯するものであることは、何をか贅言を必要としないところであり、衣の下に言うのありとは、まさにこのことを言うのであります。言うなれば、この改正法の至るところに、その片りんを多くを窺見できることは、長時間の審議の過程を通じて、余りにも明瞭であります。

以下、若干具体的に、本改正案に対する反対の理由を明らかにいたしたいと存じます。

まず第一にあげなければならぬ点は、今回の改正案が、放送事業の発達をはかり、放送番組の向上をはかることが目的であるとしておきながら、どこにも、その配慮が払われておらない。いたすらに放送の自主性に制約を加へ、言論の自由を抑圧するに終始してゐるのであります。すなわち第四十四条の放送番組の編集等について見るに、現行法においては「協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払わなければならない」として、大局的に編集の方向を示すにとどまり、その細部にわたつては、協会の自由にかまけておりますが、この改正案に至つては、きわめて微細にわたつて義務事項が例示されております。これこそ、言論統制への一つの布石であると断ずるのであります。

ことに、同条第三項第一号中、新たに「公安」の下に「善良な風俗」を害しないこととしたことは、電波を通じて、旧道徳、旧体制への復元を意図したものであり、治安維持法と特高意識の再現を感得せざるを得ません。わが国の言論と報道の歴史を知り、戦前の言論を取締りの諸法を知る者にとつて、かくのごとき公序良俗なるものが、どのようなものであつたか、思うだにりつ然とせざるを得ないのであります。断じて国民の容認できるものではありません。

また、第四十四条の三及び六において、放送事業者が、地方末端に至るまで放送番組審議会を設置することが強制されております。これが一面、民主的であるかのように思へますが、実は、中央審議会の委員は、多分に政府の意図を体するものと思はれる経営委員会の同意を得て会長が委嘱するものでありますから、そこには、おのずから政府色の濃い一定のワタが形成されることは当然見えてくるのであります。まして、かかる結果が、放送番組の自主性を一段とゆがめる結果を齎るものであります。

特に、われわれがここに明らかにしておかなければなりませんことは、第四十四条の七において、放送内容の事後措置の規定を設けたことであります。すなわち番組審議会の資料に供す

るとともに、訂正もしくは取り消しの申し出に應ずるためという理由の下に、放送の内容を当該放送後一ヶ月間保存することを義務づけ、その内容及び方法を政令にゆだねてゐるのであります。本来、電波は、放送すれば消滅する性質のものであり、これが保存を義務づけること自体が不合理であるとともに、録音テープ、録像フィルム等の保存は、経済的にも技術的にも困難があると言わなければなりません。訂正もしくは取り消しのためならば、現行法においても、第四十四条に、放送後二週間以内に利害関係者から請求があつた場合は、その事実を調査し訂正、取り消しの放送ができるように道が開かれております。また番組審議会の資料に供する意味であるならば、現に放送事業者は、脚本や放送原稿、放送日誌等を各社ごとに保存しているのが通例でありますので、現在のままで、十分事足りると思ひます。今さら事新しく、事後措置の規定を設けるなどは、いたすらに国民の疑惑を深からしめる以外の何ものでもありません。

また、見逃がすことのできないのは、第四十九条の二につけ加へて、政令の定めるところにより、放送事業者から資料の提出を求め、しかも、これに反した者は罰則規定を設けたということであり、資料の提出とは、一体何を言うのか。すでにNHKにおいては、現行法第三十八條において、各事業年度ごとに業務報告書を郵政大臣に提出をし、郵政大臣は、これに意見書を付し国会に報告することになっております。その際、意見を付するため出せしめることができるのであります。

と、古謠の通り、総額が三千万円の別荘を作る反面、国民は、安寧にして日を送り得ないほど犠牲を強要されてゐる事実を、はた身を持って体験をしてゐるからでもあります。ただいま言及いたしましたように、岸政権の性格が、民主政治を否定し、官僚独裁の傾向を深める限り、国民の危惧は拭い去ることはできません。

この内閣によつて出されたこの放送法の一部改正案も、また、いかに岸総理、寺尾郵政大臣が、言論の抑圧統制を意図するものではないと、陳弁をし釈明をしましても、国民は、容易にその釈明や弁に承服したいことは当然であると言わなければなりません。岸総理は、過日当委員会において、軍機保護法、防諜法の制定の意図のあることを、はしなくも公言をいたしました。もちろん、かかる悪法の制定が可能であるとは信じない、そのときこそ、決然立つて、これを国民とともに粉砕するのであります。軍機保護法や防諜法のごときものが、具体的に立法される場合、人権の侵害はもちろ、言論報道の自由は、とうていあり得ないのであります。その実現が困難であることとを知り、その実現に立ち至るまで、実は、この放送法をもつて、極力言論報道の抑制を行わんとする悪意に満ちた政治意欲の現れであることは、決して推測推論ではないと思ひます。

寺尾郵政大臣は、この改正案の趣旨説明や質問に答へ、近時ラジオ、テレビの急激な発展に對処し、さらにこれを助長するため、必要最小限度の法改正であるとしていますが、一面、それを否定はしない点があるにしても、しばしば私どもが、事実を事実として指

ようし、今日まで、それを慣行としてやってきました。また民間放送事業者といえども、定期々々の再免許を得るためには、郵政大臣から求められれば、業務の実態を明らかにするでありましょう。それにもかかわらず、二重に提出を求めることは、一体何を目的として、どういう資料の提出を求めようというのか、まことに了解に苦しむところでありました。

さらにNHKの経営委員会につきましては、欠格事項を緩和してまで委員の数をふやし、かつ有給制に改めておられますが、第十三条第二項において、経営委員会の権限を「業務の運営を指導統制」することから、業務の運営に

関する重要事項を決定」することに強化をいたしております。そうしてその反面、第二十三条においては、会長を経営委員会の構成メンバーからはずしとして、日常業務の自主性を弱めたことなど、あれやこれやを考へ合せて参りますならば、いかに巧みに擬装されたといえども、今回の改正の目的が、番組の内容、業務の内容にまで、政府が干渉し、放送やテレビの持つ巨大なマス・コミの力を、政府と自民党の意のままに利用せんとするものであることは、とうていおおい隠せるものではないと見えます。

以上、私は本改正案に対する反対理由の主要な点を明らかにいたしました。これを要約いたしますならば、岸総理と寺尾郵政大臣が、言論の統制、抑圧の意図が全くなく、むしろラジオ、テレビの新事態に対処し、これを発展、助長せしめるゆえんのものであるとする説明は、どこにも発見できません。むしろその美名のもとに、控え

目を装いながら、実は着実に、かつ周到に、日本放送協会、一般放送事業に対する政府の干渉、即言論統制、抑圧の芽ばえを容易に発見できるのであります。まさにゆゆしき法改正であると言わなければなりません。わが国の歴史が再び誤まりを繰り返してはならないと同時に、言論、報道の歴史も、また統制、抑圧、弾圧の歴史を断じて繰り返してはなりません。私は、かく考へます。がゆえに、この改正案に強く反対の意見を申し述べて討論を終りたいと思つておりますが、最後に日本放送協会に対し、強く要請をしておきたいと思つております。

それは、わが国近代国家九十年の歴史の大半は、不幸な言論、報道の統制と弾圧に明け暮れて今日に至つております。明治二年の新聞紙印行条例、出版条例に始まり、大正十二年には放送用私設無線電話監督事務処理規則、大正十四年には治安維持法、昭和十二年内閣情報部の設置、軍機保護法の制定、さらに昭和十四年には映画法や、言論等臨時取締法など、まさしくこの事実を顧みてみますならば、時に政治権力や、あるいは官僚は何かの方法をもち、すきあるならば、言論、報道の統制と弾圧に乗り出す意図を明瞭に知らなければなりません。こういう歴史を知るがゆえに、私は言論、報道の尊い使命、言論の中核として、いかなる政治権力にも、報道の弾圧にも屈せず、是を是とし、非を非として、永久に放送の任務を遂行せんことを心から要請をいたしまして、私の反対討論を終りたいと思つております。

○新谷實三郎君 私はいまだい議論と

なっております放送法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党を代表して賛意を表するものであります。

本案は、その提案理由においても明らかであります通り、現行放送法は、施行後すでに八年を経過し、その間、放送事業及び科学技術の目ざましい発展に伴ひまして、ことに商業放送の急速な発展により、現行法の内容について、これを実情に沿うよう改める必要が生じたので、これらの諸点のうち、特に緊要と認められる放送番組の向上、適正化をはかるため、番組審議機関を設けしめること、日本放送協会の機構中、意思決定機関と業務執行機関の責任と権限を明らかにし、かつ協会の事業の発展に應じ、執行機関の強化をはかり、放送債券の発行限度を高めること、及び民間放送事業について、実情に即して、必要な規定を設けること等につき改正することを主眼とするものであります。大体現状においては、必要、かつ適当と認められる改正であると存じます。

これは先般、本委員会に出席せられた四人の参考人が、いずれも本案そのものには賛成であるとの意思を表明せられたところを見ましても、世論の大勢を察知し得るものと認められます。従つて私も本案そのものには、もちろん賛意を表するのであります。ただ、本案審議の過程におきまして、郵政大臣及び当局との間に行いました質疑応答において明らかにせられました通り、放送政策に関する基本的な方針が、まだ確立されていません。またこれらの基本的な方針を確立するため、十二分の考慮、ないし努力が払われていない恨みがあることはまことに遺憾であります。よつて私は、この際特に若干の点を指摘して政府の善処を要望するものであります。

すなわちまず、法律案の体系、及び放送局の免許に関する規定の整備につきては、郵政大臣も、その必要を認めておられる通りでありまして、今回の改正法律案のみでは、今日すでに処理し得ない問題が多々あるのであります。つまり、すみやかに、これらの諸点につきまして検討を加え、能う限りすみやかに法体系を整え、政府の意図する放送政策の実現のため、必要とする規定を整備し、もつてこれらの免許処分が、法律の根拠に基づき、最も民主的かつ立憲的に、さらに明確、明瞭に行われるよう措置すべきであると思つてます。

さらに全国的にラジオ、テレビを通じて、いかなる計画に基づき置局せしめるかについては、私の質疑に対して省議等を聞いて方針をきめ、御答弁がございましたが、すべての放送局の免許は、まず基本的な方針を樹立し、その上に立つて行われるべきであることは言うまでもないところであります。政府の答弁に表われたところにより判断をいたしますと、この重大な免許が、いかにもその日暮しの感なきを得ないことは、私の遺憾に思うところでありました。

教育放送と一般放送団体等を含めた置局方針を樹立し、この基礎の上に立つて具体的問題を処理すべきでありまして、もしそうでなければ、放送政策の将来を誤るおそれなしと見まされん。この点政府の善処を要望するものであります。

さらに本改正案の主要点の一つであります教育放送につきましては、特にテレビジョンにおいて、国民はその必要を痛感し、政府も、これを必要とする意図を持っているにもかかわらず、いかなる内容のものか教育番組であるか、教養番組であるか、また娯楽番組であるかにつきまして、客観的な基準を持たず、将来もこれを事業者の自主的決定にのみまかせんとする。政府の意図する教育放送の内容を実現せしめるためには、たとえば電波監理審議会、民間放送関係団体等を活用し、漸次客観的な基準が確立せられ、調和と秩序を持った教育番組が国民に提供せられるように、深甚な考慮を払うべきであると考へます。

さらに周波数の効率的利用、及び新周波数帯の開闢に関する研究につきましては、諸外国におきましても、あるいは政府機関が、あるいは民間機関が、多額の研究費を投じ、組織的に着々研究を進めている実情にあるにもかかわらず、わが国におきましては、やもすれば、それが等閑に付せられる傾向にあります。これは、まことに憂心にたえないところであります。すみやかに人的、物的諸条件を動員し、極力研究費を国費をもつてまかない、これから研究の画期的な進展をはかるべきであると考へます。

実際問題としては、日進月歩の科学技術の進歩に加え、多数の申請者の強い要望もあり、当局の苦心は察し難いと思いますけれども、やはり政府としては、放送政策百年の大計を誤らないため、あくまで確固たる方針のもとに、周波数の問題、中継手段の問題、公共放送と民間放送との関係、さらに

教育放送と一般放送団体等を含めた置局方針を樹立し、この基礎の上に立つて具体的問題を処理すべきでありまして、もしそうでなければ、放送政策の将来を誤るおそれなしと見まされん。この点政府の善処を要望するものであります。

さらに本改正案の主要点の一つであります教育放送につきましては、特にテレビジョンにおいて、国民はその必要を痛感し、政府も、これを必要とする意図を持っているにもかかわらず、いかなる内容のものか教育番組であるか、教養番組であるか、また娯楽番組であるかにつきまして、客観的な基準を持たず、将来もこれを事業者の自主的決定にのみまかせんとする。政府の意図する教育放送の内容を実現せしめるためには、たとえば電波監理審議会、民間放送関係団体等を活用し、漸次客観的な基準が確立せられ、調和と秩序を持った教育番組が国民に提供せられるように、深甚な考慮を払うべきであると考へます。

さらに周波数の効率的利用、及び新周波数帯の開闢に関する研究につきましては、諸外国におきましても、あるいは政府機関が、あるいは民間機関が、多額の研究費を投じ、組織的に着々研究を進めている実情にあるにもかかわらず、わが国におきましては、やもすれば、それが等閑に付せられる傾向にあります。これは、まことに憂心にたえないところであります。すみやかに人的、物的諸条件を動員し、極力研究費を国費をもつてまかない、これから研究の画期的な進展をはかるべきであると考へます。

実際問題としては、日進月歩の科学技術の進歩に加え、多数の申請者の強い要望もあり、当局の苦心は察し難いと思いますけれども、やはり政府としては、放送政策百年の大計を誤らないため、あくまで確固たる方針のもとに、周波数の問題、中継手段の問題、公共放送と民間放送との関係、さらに

教育放送と一般放送団体等を含めた置局方針を樹立し、この基礎の上に立つて具体的問題を処理すべきでありまして、もしそうでなければ、放送政策の将来を誤るおそれなしと見まされん。この点政府の善処を要望するものであります。

以上、放送政策の根幹とも言うべき重要諸問題に対して、政府の真剣な努力と善処を強く要望いたしまして、本案に賛成するものであります。

〔山田節男君発言の許可を求む〕

○委員長(手島栄君) まだ討論がありませんが……

○山田節男君 これはただいまの、今までわれわれの審議いたしました放送法の一部改正は、われわれのもとに送付されました衆議院におけるこの修正決議を加えての審議と了解します

○委員長(手島栄君) さようでござります。

○山田節男君 そうですか。——そういたしますと、先ほど森中君の放送法の討論の中で、この放送内容についての事後措置のことについて、一カ月と申しましたが、三週間の誤まりでありますから、字句を御訂正願いたいと思

います。

○委員長(手島栄君) けっこうです。訂正いたします。

○長谷部ひろ君 私は無所属クラブを代表いたしました。ただいま議題となっておりましてこの法案に賛成をいたします。

その理由は、このたびの改正の重要な点は次の三点にあると思うからでございます。

第一に、放送番組の向上、適性化をはかったことであります。NHK、民放を通じて、現在の番組の内容を見ますと、以前よりは、かなりよくなりましたが、中には、まだまだ俗悪なものもあり、低劣なものもございまして、青少年に及ぼす影響の大きいことを私どもは非常に心痛いたしておるの

でございます。そこで、このたびの改正案では、教育、教養の面に対して、特にこまかな心づかいをされておられるということでありまして、これは、世論にかなったことと思ひます。しかも行政権による規制を避けて、放送業者の自主的な規制にまかせる方途をとっておることも正しいと思うのでござ

います。

第二の改正点は、NHKの機構、業務及び財務を整備したことでありまして、このことは、現在のうちにNHKの規模あるいは業務量の増大に伴って、当然行わねばならぬことと思ひます。なおまた予算に対する国会の承認が、やむを得ない事情で得られなかつた場合の臨時措置は、当然必要であると思うからでございます。

第三に、このたびの改正は、必要に迫られた最小限度のものであります。が、私どもも、根本的な改正は理想であります。しかし現段階においては、この程度の部分的な改正でもやむを得ないのではないかと思ひるのでござ

います。

以上は、この改正案に対しての賛成の理由でございますが、ただ大きな疑念を持ちますことは、先刻も森中委員の御発言にございまして、この改正案では、郵政大臣が資料の提出権をお持ちになることになつてござ

います。郵政大臣の資料提出権に名をかりまして、言論の自由を束縛し、業務の上に、不当な干渉をなさるののではないかと、このことについて、いふも、そのよう

なことはないと郵政大臣は申されておりますが、絶対に、そのようなことのないように強く要望いたしまして、賛

成いたすものでござります。

○委員長(手島栄君) 他に御発言もないようですから、討論は終結したものと認めて、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(手島栄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより放送法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案を衆議院送付原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(手島栄君) 多数でござります。よって本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(手島栄君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、熊本県鹿央村に無集配特定郵便局設置の請願(第一一七八号)

一、福島県飯館村伊丹沢部落等に農村公衆電話架設の請願(第一二六六号)

第一一七八号 昭和三十四年二月二十八日受理

熊本県鹿央村に無集配特定郵便局設置の請願

請願者 熊本県鹿本郡鹿央村合

理 井出子之人

紹介議員 森中 守義君

熊本県鹿央村は、旧千田村、旧米野岳村、旧山内村の三箇村が合併して発足した村であるが、旧千田村及び旧山内村には、それぞれ無集配特定郵便局が設置されているのに、鹿央村の中心部に位置する旧米野岳村には無集配特定郵便局がなく、且つ、鹿央村役場から隣接の千田郵便局まで四・二キロ、山内郵便局まで四キロの距離にあり、旧米野岳村居住者は極めて不利、不便をきたしているから、鹿央村の中心部である旧米野岳村(鹿央村役場所在付近)に無集配特定郵便局を設置せられたいとの請願。

第一二六六号 昭和三十四年三月四日受理

福島県飯館村伊丹沢部落等に農村公衆電話架設の請願

請願者 福島県相馬郡飯館村長

高橋市平外六百九十八名

紹介議員 横川 正市君

福島県飯館村は、面積二百三十・四十二平方キロを有し阿武隈山系上にあるが、新農村建設指定地域として山間へき地の広範なる領域と地勢の特異性を高度に活用し、全産業の振興を図り、民度を高め、住民の福利増進を図るためには通信機関のより迅速な利用を要請されているから、本村伊丹沢、小宮、草野、佐須、須賀等通信機関の利用に恵まれない部落に農村公衆電話をすみやかに架設せられたいとの請願。